

# 首相、緊急事態宣言



発行所 秋田魁新報社  
〒010-8601  
秋田市山王臨海町1番1号  
©秋田魁新報社 2020年

## 号外

購読申し込み

0120-13-1231

電子版

www.sakigake.jp

モバイル

m.sakigake.jp



詳しくは「秋田魁新報朝刊」「秋田魁新報電子版」「さきがけMOBILE」をご覧ください。

# 7都府県、来月6日まで

安倍晋三首相は7日夕、新型コロナウイルスの感染拡大に備える改正特別措置法(新型コロナ特措法)に基づく政府対策本部の会合を官邸で開き、緊急事態を宣言した。対象地域は東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、福岡の7都府県で、期間は5月6日まで。専門家で構成する諮問委員会は宣言内容を「妥当」と評価した。首相は対象となる地域や期間を国会に事前報告。特措法による緊急事



新型コロナウイルス感染症対策本部の会合で緊急事態を宣言する安倍首相＝7日午後5時43分、首相官邸

態宣言は初めてで、私権制限を伴う措置が可能となる。

首相は都市部を中心に感染が拡大し、医療崩壊が懸念されるため宣言が必要と判断した。

緊急事態宣言で不要不急の外出自粛要請に法的根拠が生じ、対象地域の知事は医薬品、食品などの取用や、医療施設開設のための土地や建物の強制使用が可能となる。ただ政府は海外のような都市封鎖(ロックダウン)

を想定しておらず、公共交通機関の運行や食料品店の営業など国民の社会、経済活動は可能な限り維持する。

首相は衆院議院運営委員会で「都道府県と緊密に連携しながら感染拡大防止の取り組みを徹底する」と強調。「可能な限りの外出自粛などに全面的にご協力をいただきたい」と求めつつ、鉄道各社への減便要請は考えていないとした。